7　加盟国は、自国の港に寄港し、又は自国の領海若しくは内水を通過する船舶において勤務する船員の送還及び船舶内の船員の交代を容易にする。

8　加盟国は、特に、船舶所有者の財政的事情又は船舶所有者が船員を交代させることができないこと若しくはその意思がないことを理由として、船員の送還される権利を拒否してはならない。

9　加盟国は、自国を旗国とする船舶が送還について適用可能な国内法令であって適当な言語で記載されたものの写しを備え、及び船員の利用に供することを要求する。

B5　指針　送還

B5.1　指針　権利

1　船員は、次の場合には、送還される権利を有すべきである。

(a)　A5.5基準1(a)に規定する場合において、船員の雇用契約の規定に従って与えられた予告期間が終了したとき。

(b)　A5.5基準1(b)及び(c)に規定する場合において、

(i)　送還を必要とする疾病、負傷その他の健康状態にあり、医学的に旅行に耐え得ると認められたとき。

(ii)　難破したとき。

(iii)　船舶所有者が支払不能、船舶の売却、船舶の登録の変更その他これらに類似する理由により当該船員の雇用者としての法律上又は契約上の義務を履行し続けることができないとき。

(iv)　国内法令又は船員の雇用契約に定義する戦争地帯に船舶が向かうことについて当該船員が同意しないとき。

(v)　労働についての裁定若しくは団体交渉の合意に従って雇用が終了し、若しくは中断し、又はこれらに類似する他の理由によって雇用が終了したとき。

2　船員が送還される権利を有することとなるまでの船舶における最長の勤務期間をこの規範の規定に従って決定するに当たり、船員の労働環境に影響を及ぼす要因を考慮に入れるべきである。加盟国は、可能な限り、技術の変化及び進歩に照らして当該期間を短縮するよう努めるべきであり、並びにこの問題について合同海事委員会が行う勧告を指針とすることができる。

3　A5.5基準の規定に基づく送還のために船舶所有者が負担すべき費用は、少なくとも次のものを含むべきである。

(a)　6の規定に基づいて送還のために選択された目的地までの移動

(b)　船員が船舶を離れた時から送還の目的地に到着するまでの宿泊及び食料

(c)　国内法令又は団体交渉の合意に規定している場合には、船員が船舶を離れた時から送還の目的地に到着するまでの給料及び諸手当

(d)　送還の目的地までの船員の手荷物三十キログラムの輸送

(e)　必要な場合には、船員が送還の目的地までの旅行に医学的に耐え得るようになるまでの治療

4　送還されるまでの待機及び送還のための旅行に費やす時間は、船員に与えられた有給休暇から差し引かれるべきでない。

5　船舶所有者は、関係する船員が、この規範に規定する目的地に到着し、又はこれらの目的地のうち一の目的地に向かう船舶において適当な職務を与えられるまで、送還に係る費用を引き続き負担するよう要求されるべきである。

6　加盟国は、船舶所有者が適当かつ迅速な手段によって送還のための措置をとることについて責任を負うことを要求すべきである。通常の輸送手段は、航空機とすべきである。加盟国は、船員が送還され得る二以上の目的地について定めるべきである。当該二以上の目的地には、船員が実質的な関係を有すると認められる国であって次の場所を含むものを含めるべきである。

(a)　船員が雇用に合意した場所

(b)　団体交渉の合意に定める場所

(c)　船員の居住国

(d)　雇用の時に相互に合意する他の場所

7　船員は、定められた二以上の目的地の中から送還される場所を選択する権利を有すべきである。

8　送還される権利は、関係する船員が国内法令又は団体交渉の合意に定める妥当な期間内に当該権利を主張しない場合には、消滅させることができる。

B5.2　指針　加盟国による履行

1　外国の港において送還されるまで取り残された船員に対しては、できる限りの実際的な援助が与えられるべきである。当該外国の港における権限のある機関は、当該船員の送還が遅延する場合には、旗国及び当該船員の国籍国又は適当なときは当該船員の居住国の領事官又は現地の代表者に対して直ちにその旨を通報することを確保すべきである。

2　加盟国は、次の事項について適当な措置がとられているか否かについて考慮を払うべきである。

(a)　外国を旗国とする船舶において雇用された船員であって、当該船員の責に帰することができない理由により外国の港に上陸させられたものが次のいずれかの港へ戻ること。

(i)　当該船員が雇用された港

(ii)　当該船員の国籍国又は適当な場合には当該船員の居住国の港

(iii)　権限のある機関の承認を得て、又は他の適当な保障措置の下で、当該船員と船長又は船舶所有者との間で合意された別の港

(b)　外国を旗国とする船舶において雇用された船員であって、当該船舶における勤務中に、かつ、当該船員の悪意の不法行為によることなく生じた疾病又は負傷により外国の港に上陸させられたものの医療及び生計

3　十八歳未満の年少の船員は、その最初の外国への航行において少なくとも四箇月間船舶において業務を行った後、海上における生活に適さないことが明らかになった場合には、当該船舶の旗国又は当該年少の船員の国籍国若しくは居住国の領事機関がある最初の適当な寄港地から費用を負担することなく送還される機会が与えられるべきである。そのような送還の通知は、理由を付して、当該年少の船員の海上における雇用を可能とする文書を発給した機関に送付すべきである。

第6規則　船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償

目的　船舶が滅失し、又は沈没した場合には、船員が補償を受けることを確保すること。

1　船員は、船舶の滅失又は沈没により負傷し、損失を被り、又は失業する場合において適当な補償を受ける権利を有する。

A2.6基準　船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償

1　加盟国は、船舶が滅失し、又は沈没した場合において、船舶所有者が各船員に対し、その船舶の滅失又は沈没により生ずる失業に対する補償金を支払うことを確保する規則を定める。

2　1の規定は、船舶の滅失又は沈没により生ずる損失又は負傷について関係加盟国の国内法令に基づいて船員が有する他の権利を損なうものではない。

B2.6　指針　船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償

B2.6.1　指針　失業に対する補償金の算定

1　船舶の滅失又は沈没により生ずる失業に対する補償金は、雇用契約に基づいて支払われるべき賃金と同一の割合で、船員の実際の失業日数に応じて支払われるべきである。ただし、一人の船員に対して支払うべき補償金の総額は、二箇月分の賃金の額に制限することができる。

2　加盟国は、船員が1に規定する補償金の請求について、勤務期間に対する賃金の延滞額の請求について有する法的救済手段と同一の法的救済手段を与えられることを確保すべきである。